

公告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、令和6年11月25日に認可した農用地利用集積等促進計画のうち、次の計画について取り消した。

令和7年2月10日

福島県知事 内 堀 雅 雄

1. 取消しする権利

●農地中間管理権の設定および賃借権又は使用貸借による権利

番号	権利を設定する者		権利の設定を受ける者		権利を設定する土地			権利の設定内容		
	氏名又は名称	住所又は所在地	氏名又は名称	住所又は所在地	所在及び地番	現況地目	契約面積 (㎡)	権利の種類	始期	終期
5	佐藤 広幸	福島県伊達市	赤間 清	福島県伊達市	伊達市梁川町新田 字町東75-1	畑	1,267.00	賃借権	R6.12.1	R12.12.31
6	佐藤 広幸	福島県伊達市	赤間 清	福島県伊達市	伊達市梁川町新田 字町東76-1	畑	967.00	賃借権	R6.12.1	R12.12.31